

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）に関するQ & A

1 受講要件について

問1 障害福祉サービスに係る報酬加算の要件を満たしていないと、研修の申込みはできないか。

（答）令和5年度東京都強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）募集要項（以下「募集要項」という。）2の「研修対象者」の要件を満たしている方であれば、どなたでも申込みできます。加算の請求や届出の有無は申込み要件ではありません。ただし、事業所からの推薦が必要です。

問2 報酬加算に関係のないサービス種別の施設職員だが、申込みをしても差し支えないか。研修内容は加算の内容についてか。

（答）加算に関係のないサービス種別の方でも、申込みに差し支えありません。研修内容は、強度行動障害を有する方の支援に必要な知識習得となります。

問3 都外施設の職員は対象外か。

（答）原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で都内の事業所に従事している方を対象としています。

問4 東京都内の障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等以外において治療に当たる医療従事者は対象外か。

（答）原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で都内の障害福祉サービス事業所等の連携医療機関で勤務している医療従事者を対象としています。

問5 研修について、一部のみを受講するのは可能か。

（答）受講できません。募集要項2「研修対象者」で「研修の全課程に参加可能な方」を対象としています。また、オンデマンド配信で行う講義（6時間30分）全てを受講していないと、演習は受講できません。

2 研修内容について

問6 各期のカリキュラムに違いはあるのか。また、どの日程で受講しても加算の届出は可能か。

（答）研修カリキュラムは各期で同一内容です。また、どの日程で受講されても障害福祉サービス等の報酬加算の研修要件に該当します。

問7 例えば、第1期の講義と第2期の演習を組み合わせで受講することは可能か。

（答）開催時期（第1期～第3期）が異なる日程を組み合わせで受講することはできません。第1期の講義を受講する場合の演習は、1 Aから1 Fまでの日程を希望してください。

3 申込方法について

問8 窓口への持参提出は可能か。

（答）募集要項4「受講申込方法」に記載してある申込方法以外の申込みはできません。

問9 同一法人内の事業所は、まとめて申込みを行ってもよいのか。

（答）申込フォームへの入力、事業所ごとに作成してください。1人の研修担当者が複数の事業所分を入力することは可能です。

問10 申込フォームのアクセスパスワードがわからない。

（答）東京都福祉保健局から送付されている周知メール本文に記載（郵送で募集要項を送付している事業所には要項類に同封）していますので、確認してください。

問11 1つの事業所から20人以上の申込者がいる場合はどうしたらよいのか。

（答）事務局まで電話でお問い合わせください。

問12 複数のサービスで指定を受けている事業所の場合、事業種別はどのように記入したらよいのか。

（答）該当するサービス種別の全てを選択して下さい。

問 1 3 「同一事業所内での強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）必要修了者数」は何を記載すればよいか。

（答）令和5年4月1日時点における加算項目の届出を基に報酬加算の請求に最低限必要な修了者数を記入してください。算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について（障発0330第4号平成30年3月30日付）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）の一部改正について（障発0330第5号平成30年3月30日付）」を参照してください。

問 1 4 「今後の基礎研修の受講予定」は何を記載すればよいか。

（答）申込時点における事業所内の受講予定者数をわかる範囲で記載してください。来年度以降の研修企画のための資料として使用します。来年度以降の受講者数を限定するものではありません。

問 1 5 事業者の推薦のない個人の申込みはできないか。

（答）令和5年度については申込みできません。

問 1 6 申込フォームに登録した後、追加で職員を受講させたい場合は追加で入力できるか。

（答）職員を追加したい場合は、申込み登録後に自動送信される受付確認メール本文の中にある「詳細はこちら」のアドレスをクリックして、申込内容を追加・修正してください。
同一の事業所から複数回の申込があった場合、重複申込となり無効とします

問 1 7 申込フォームに登録した後、入力内容を訂正したい部分がある場合はどのようにしたらよいか。また、キャンセルしたい場合はどうすればよいか。

（答）申込内容を修正またはキャンセルする場合には、申込み登録後に自動送信される受付確認メール本文の中にある「詳細はこちら」のアドレスをクリックして、修正またはキャンセルしてください。

4 申込書の記載内容について

問18 希望する日程を第3希望まで入力することになっているが、希望する日程が2つ（1つ）までしかない場合でも第3希望まで記入が必要か。また、第4希望、第5希望まで入力してもよいか。

（答）希望する日程が2つ以下の場合は、第3希望まで入力する必要はありません。また、希望された日程で多数の応募者があった場合には、希望日以外の日程で調整させていただくこともあります。

問19 実務経験について、「強度行動障害を有する者（児）に対する支援に携わった経験年数」は何を記載すればよいか。

（答）募集要項1「目的」の「強度行動障害を有する者（児）」とは（目安）」の内容をご確認のうえ、令和5年4月1日時点の実務経験年数を記載してください。支援の経験がない場合は空欄で構いません。受講決定した方の演習グループ分けの参考とさせていただきます。

問20 申込フォームにきちんと登録されたか、確認したい。

（答）申込フォームに登録すると、登録いただいたメールアドレスに自動で受付確認メールが送信されます。登録後1日以上たっても受付確認メールが届かない場合は、登録したメールアドレスが異なっているか、正常に登録されなかった可能性があります。その場合は、事務局まで電話でお問い合わせください。

5 受講決定について

問21 受講決定通知はいつ頃送付されるか。

（答）令和5年6月初旬の発送を予定しています。

問22 受講決定通知はどのように送付されるか。

（答）所属研修担当者様宛てに郵送でお送りします。

問23 今回の受講決定で不決定だった場合、第2期以降に再度申込はできるか。

（答）早期に受講決定を行い、年間を通じて計画的に受講していただくため、今回の申込みで第1期から第3期までの受講者全員を決定します。

6 行動援護従事者養成研修との関係について

問24 行動援護従事者養成研修とはどのような関係か。

（答）行動援護従事者養成研修の課程は、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修と同一です。行動援護従事者養成研修等を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修の受講の必要はありません。

問25 強度行動障害支援者養成研修と行動援護従事者養成研修の違いは何か。

（答）強度行動障害支援者養成研修は、主に施設に従事する方を対象とした研修内容となっているのに対し、行動援護従事者養成研修は居宅系サービスに従事する方が対象となっています。居宅系のサービスに従事する方は、行動援護従事者養成研修を受講することをお勧めします。この研修の開催状況については、東京都福祉保健局の下記ホームページで確認できます。

（参考）東京都福祉保健局「2 障害者居宅介護従業者基礎研修等 開講日程の御案内」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/seifuku/chiiki/oshirase/kyotaku.html>

問26 行動援護の従事要件になっている研修内容は何か。

（答）行動援護従事者養成研修修了もしくは強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修の修了です。

7 講義（オンデマンド配信）について

問27 講義（オンデマンド配信）の受講に必要なものは何か。

（答）講義（オンデマンド配信）はeラーニングシステムを利用して受講していただけますので、パソコン等の通信機器をご準備ください。

問28 自宅にパソコンがない場合、会場で受講できるか。

（答）講義（オンデマンド配信）の視聴に必要な環境及び視聴時間は、受講者を推薦する事業所が確保してください。

問29 eラーニングシステムを利用したことがないが操作は簡単か。

（答）講義（オンデマンド配信）はeラーニングシステムを使用して実施します。
操作に特別な知識等は不要です。受講決定者には、事前に初期設定等や参加方法に関するガイドを配布いたしますので、そちらをご参照ください。

8 その他

問30 令和5年度東京都強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の募集要項はいつ頃公表されるか。

（答）令和5年6月以降に財団ホームページで公表する予定です。研修日程等もそちらをご覧ください。

問31 演習については集合形式による実施とのことだが、マスクの着用は必要か。

（答）マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としますが、本研修の受講者は障害福祉サービス事業所又は、医療機関等の従事者であることから、感染（拡大）防止対策としてマスクの着用をお願いします。御協力いただけますようよろしくお願いいたします。